

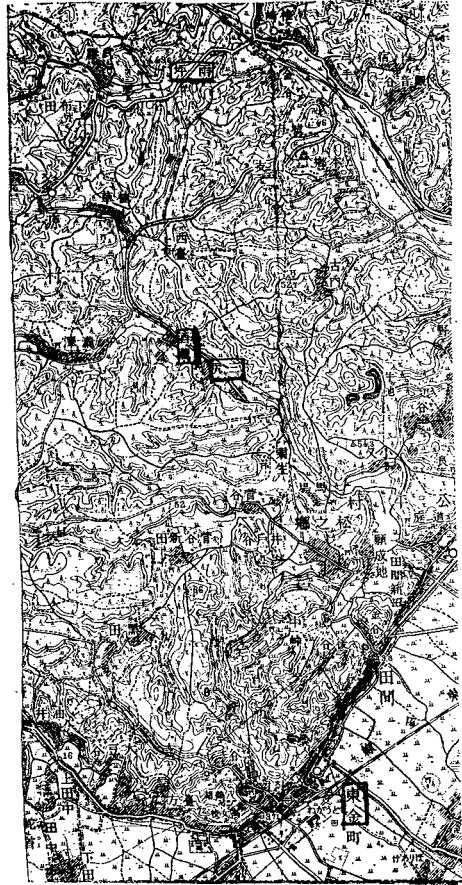
## 豪族屋敷村と擬制的豪族屋敷村

菊 地 利 夫

### 一、形態的研究に対する疑問

条里制の土地割の研究がさかんにになると、同じような土地割はすべて条里制であると決定する傾向が強すぎる。一部の条里制土地割の研究に対して、早くも疑問を提出した人もいる。形態が同じでも本質的には似て非なるものがある。豪族屋敷村の研究もさかんにになると、豪族屋敷村の形態と同じ村落があれば、すべてその村落は豪族屋敷村かの如くに決定していく傾向がでてゐる。この弊害と同じ傾向は、豪族屋敷村の特有の地名を基準として、その地名があればそこは豪族屋敷村であったと判断することである。このような地名・形態上の研究はあくまでも地名・形態だけの問題であり、本質をいまだに検証していかない段階であるから、結論をだすまでに慎重でありたい。

豪族屋敷村は形態として防禦的施設を持っていないから、それだけで豪族屋敷村とはいえない。しかしこの形態は必要条件であるが充分条件ではない。豪族屋敷村は隸農の賦役で農業経営を行うが、それだけで豪族屋敷村とはいえない。豪族屋敷村は防禦的施設を持ち、隸農の賦役による農業経営を行ない、その村落形成者は中世の豪族でなければならぬ。豪族が村落形成



第1図 酒蔵・雨坪の位置

(5万分1地形図「東金」,約3分の2に縮尺)

敷村であるが、他の一つは豪族屋敷村ではなく、いわば擬制的豪族屋敷村というべく、その集落の本質は近世の豪農の手作り経営である。この村落が持つ防禦施設やその他の形態的要素は、単に家格を示すために構築されたものである。そしてもつとも重要なことは、この村落形成者が兵農未分離時代の中世の豪族ではなかったことである。ここに例示する村落は、酒蔵と雨坪という二つの部落である。

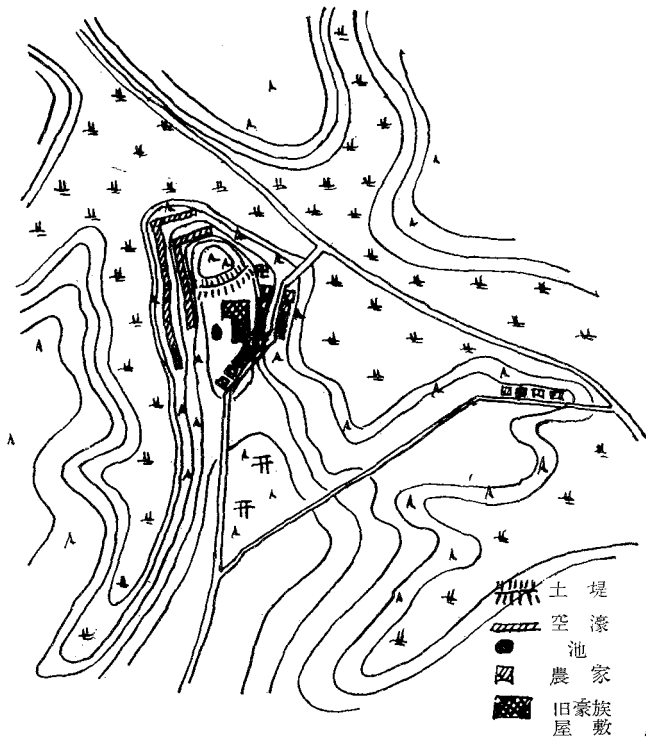
## 二、防禦的施設を持つ二つの村落

### (一) 酒蔵の場合①

者として中世の豪族屋敷村の本質的要素である。ここで千葉県の東金市における両総台地の一角がヤツ田に刻みこまれる地点にある二つの村落をみよう。これらの村落の形態はまったく同型の防禦的施設を持っている。この一つは純粹の豪族屋

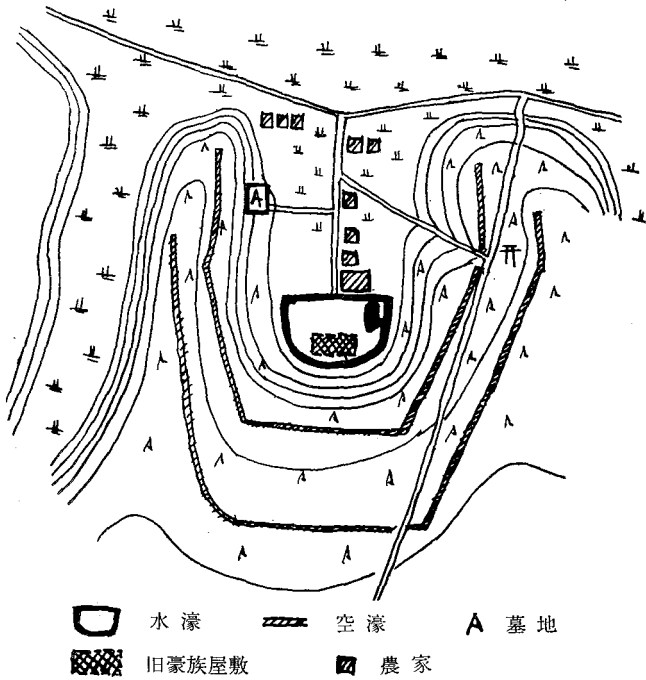
7 豪族屋敷村と擬制的豪族屋敷村

れる井戸がある。この平坦地の西部には墓地であり、一角に日蓮宗の小寺院がある。この平坦地の中央部に屋敷がある。この屋敷に二十数代続く布留川氏が居住している。下段の農家は明治初期に解散した布留川氏の家抱百姓である。またこの平坦地の地続きの東南方に、布留神社と諏訪神社とがあり、布留川氏の屋敷から二つの神社をへて台地



第2図 酒蔵の集落

第1図のように、酒蔵の村落は台地の一角がヤツ田にとりかこまれて、比高三〇米の急傾斜をなす高地にある。この高地は二段階をなし、下段には十一戸の農家があり、上段には防禦施設に囲れた屋敷がある。これらの村落をめぐる湿田のヤツ田が環濠的役割を果して防禦施設の機能を持っている。上段の防禦施設は二重の空濠が高地の周囲をめぐり、その西側と北側は竹林、樹林の急傾斜をなしている。空濠の内側は高さ三―四米の土塁がめぐる。この土塁の中は約一町四反歩の平坦地がある。この平坦地の東隅に百日のひでりにもかれたことがないといわ



第3図 雨坪の集落

(一) 雨坪の場合

酒蔵からへ北へ約五キロ、ヤツ田に囲まれた台地に雨坪の村落がある。雨坪の村落の農家は台地のふもととヤツ田の接触線上に数群に分れている。その一群は台地を刻むヤツ田の小支谷の中にある。この支谷の奥に古川氏の屋敷があり、これを囲って防禦的施設がめぐらされ、この支谷の入口までに五戸の農家があり、入口に別の一群の農家がある。入口にある農家群を除いて、支谷の中の五戸は明治初期までに古川氏の隸農であった。そして近世は古川氏は雨坪の農家全体の名主を支谷の入口にある農家群の隸

の東方にある東金市街を望む鶺鴒根城趾につづく。鶺鴒根城は戦国大名の酒井家の主城であった。酒蔵の耕地は、布留川氏をはじめ農家の耕地として、ヤツ田と台地の畑地がある。酒蔵の村落はこの一群の集落のほかに、村域の東方に二ヶ所、数戸の農家からなる小村がある。この二つの小村の農家は、布留川氏と隸農的關係はなかったという。布留川氏は近世を通してこの酒蔵の名主であった。

農主と交替で勤めた。古川氏の屋敷をめぐる防禦施設は、支谷の外側の西、東、南側をとりまくヤツ田である。支谷の外側斜面は急傾斜をなし、内側斜面は緩傾斜をなしている。内側斜面をのぼりきったところに空濠があつて、これが支谷をめぐるつてゐる。支谷の奥は約三反歩が支谷面より約二米も高く、これを水濠がとりまき、その中に屋敷があつて、この支谷の中にある耕地の約五町四反歩と、もと隸農であつた農家が一望の中に見える。支谷の西側の斜面に墓地がある。墓地は斜面に階段状の平坦地をつくり、古川氏の十数代の墓石が並び、この境地の入口までの坂道の両側にもと隸農であつた農家の境が並んでいる。支谷の東側の斜面をのぼりきつた小平坦地に諏訪神社がある。ここから台地を南方に走る道路があり、行方は戦国大名の酒井氏の居城であつた東金の鴉ヶ根城趾であるという。

酒蔵と雨坪はこのような防禦施設と明治末まで隸農による手作り地経営をしたが、はたして両者とも豪族屋敷村であるか否かは、さらに検討を要するだろう。そのために、酒蔵と雨坪について、近世初期、戦国時代とそれ以前について復原してみよう。

### 三、近世初期の検地帳からの検討

酒蔵と雨坪の近世文書を手がかりとして、近世初期における二つの村落の構成をまず復原してみよう。雨坪の名主は二戸あつたが、一戸には近世文書がすでに散佚して無く、もう一戸の名主古川氏に少数の近世文書が残っている。ここには寛永一九年検地帳と延宝七年検地帳がある。酒蔵は布留川氏が世襲名主であるが、延宝七年検地帳のみであり、若干の家抱（隸農の呼び名）解放の過程がわかる近世文書が残っている。

#### (一) 酒蔵の場合 (1) 土地所有関係

酒蔵の田畑、屋敷の面積は、

明治元年 二四町三反四畝二九歩

延宝七年 一五町四反九畝一三歩

この間に八町八反五畝一六歩の増加がある。これは寛延三年に台地に村受新田<sup>⑧</sup>を開発したからである。延宝七年の耕地の石高は百五石三斗、その内訳は次の通りである。このうち、新畑二反三畝九歩は「未の改出し」とあるから、

延宝七年(未年)の検地において、それ以前の検地(おそらくは寛永一九年の検地か)以後の切添新田であろう。

延宝七年検地帳を整理すれば第二表の通りである。検地帳に登録されている百姓は二一名である。この検地帳の記載のしかたによって、村落構成が判明できる。名主の与五右衛門の耕地に対しては、与五右衛門手作と記載している。一一名の百姓の耕地に対しては「与五右衛門

第1表 酒蔵の土地内訳  
(延宝7年)

等級	面積	町・反・畝・歩			
		町	反	畝	歩
上	田	1	7	4	19
中	田	3	4	1	19
下	田	3	9	3	20
下々	田	1	4	9	3
上	畑	1	4	0	29
中	畑	2	1	3	13
下	畑	1	0	6	23
下々	畑			9	15
屋敷	敷地		1	9	21
除	地		1	3	10
新	畑		2	3	9

分 家抱〇〇作」と記載している。これによって延宝七年に与五右衛門の家抱百姓は一一名であったことがわかる。他の九名の百姓の耕地に対しては「与五右衛門分 〇〇作」と記載して、家抱の記載はない。この九名は隣村からの入作している小作百姓である。入作者は酒蔵屋敷を所有していないことが、第二表から判断する。したがって延宝七年検地帳では、酒蔵の土地すべてが「与五右衛門分」であった。このうち与五右衛門は四町六反九畝だけを隷農である家抱の賦役によって手作り経営をしていた。この家抱数は延宝七年検地帳には一一名であるが、近世後期までに一

11 豪族屋敷村と擬制的豪族屋敷村

第2表 酒蔵の土地所有 (延宝7年)

所有者	耕地		屋敷	計	備考
	田	畑			
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	反・畝・歩	町・反・畝・歩	
与五右衛門	2 7 5. 15	1 8 3. 28	1 0. 8	4 6 9. 21	名主
甚右衛門	7 1. 24	2 0. 4	1. 9	9 3. 7	旧隸農 (中世から)
四郎右衛門	4 7. 0	3 8. 29	1. 5	8 8. 4	
市右衛門	5 3. 27	2 8. 4	1. 24	8 4. 4	
与惣右衛門	5 3. 8	2 7. 23	1. 20	8 2. 21	
三郎兵衛	5 9. 3	2 2. 6	2. 7	8 2. 16	
新兵衛	4 7. 19	2 2. 25	1. 12	8 1. 26	
次郎兵衛	3 5. 22	2 3. 21	1. 7	6 0. 20	
与惣兵衛	1 3. 13	1 8. 5	. 27	3 2. 15	新隸農 (近世から)
助五郎	2 1. 17	1 5. 13	. 21	3 7. 21	
孫兵衛	1 9. 18	2 1. 1	. 25	4 1. 14	
助左衛門	2 1. 26	1 0. 0	. 21	3 2. 17	
与左衛門	5 9. 18	3 3. 18	0	9 6. 6	他村からの 入作農
源左衛門	4 5. 26	1 5. 21	0	6 1. 17	
吉蔵	3 5. 15	0	0	3 5. 15	
次郎右衛門	2 1. 15	1 1. 15	0	3 3. 0	
久三郎	2 5. 4	4. 0	0	2 9. 4	
弥右衛門	1 3. 12	6. 19	0	2 0. 1	
久兵衛	5. 6	3. 22	0	8. 28	
孫四郎	0	8. 7	0	8. 7	
三郎左衛門	1 8. 27	. 16	0	1 9. 13	

四名に増加している。しかし近世後期の解放過程に減少し、布留川氏と家抱との係争における濟口証文をみると、寛政六年に一四名、文政三年に一三名、嘉永七年に九名、安政四年に五名、明治初年に二名となっている。問題は近世以前には何名であったかということである。文書による確証はないが、延宝七年の検地帳から推察できる。検地帳の記載による屋敷面積をみれば、家抱のうちでも、屋敷地が二十数歩の家抱四名と屋敷地が一畝以上の家抱七名がある。後者の七名が中世時代からの家抱であり、耕地面積も六反歩から九反歩であつて、一家の生活が成立しう。屋敷地が二十数歩の家抱は耕地面積は三四反歩である。この小面積の耕地の家抱は近世検地に打ち出された新しい家抱であろう。

(四) 近世以前における隸農による農業経営の復原

近世以前において布留川氏が隸農によつて行つた農業経営は、いかなるものであつたかを示す直接的資料はない。また近世における隸農による農業経営を示す直接的資料もない。ただ近世における隸農解放の過程を示す近世文書がある。それは布留川氏と隸農との間に係争が発生するたびに取交された濟口証文である。この濟口証文は、寛政六年、文政四年、嘉永七年、安政四年のものが残っている。このうち比較的詳細に記載されている文政四年の「為取替一札之事」を中心として、隸農による農業経営を復原しよう。

前略

- 一、私共預り居り候家抱田畑之義 高一石ニ付米一斗宛 夫免米与唱へ 往古々貴殿方へ納来り古例之通り 私共承知之事
  - 一、私共貴殿方ニ 一ヶ月二日ツツ 月々百姓仕業役ニ出勤来り候義 是又吉例之通り 急度可相勤旨一統承知之事
  - 一、御地頭所様を被仰付候御用金御納付金并 相掛り役銭 村方諸人用共 私共預り居り候家抱田畑之高に者 一錢茂割合合不
- 相掛議承知仕候 御煤取夫賃 奉公人増給金之儀者 何程相掛り候共 三分二者貴殿方ニ而御出金 三分一者私共平均ニ割合合出



錢致段 双方共承知之事

後略

この近世文書から知りうることは次の通りである。

(1) 酒蔵の田畑、屋敷にかかる年貢と御用金、御納付金、諸役錢や村方諸入用は、すべて布留川氏が納めること。家抱百姓が預っている田畑、屋敷の年貢は布留川氏が納めること。

(2) 一三戸の家抱百姓は毎月二日間の賦役を布留川氏に提出して、布留川氏の手作り地の農業作業を行うこと。

(3) 夫免米として高一石につき米一斗を、家抱百姓の預っている田畑、屋敷の石高に比例して布留川氏に提出すること。

したがって、近世初期の検地によって近世村落となつてから、布留川氏は酒蔵は賦課される年貢、諸掛り、諸役錢や村方入用金は、手作り地から上納していた。この手作り地は一三戸の隸農の賦役労働力をもって経営してきた。隸農から夫免米を徴集していることは、近世以前より一戸当りの賦役労働力を減少させたから、その代償として徴集したものと考えられる。このことは布留川氏の手作り地が縮小したことであり、近世初期の検地で新隸農を増加させたことに対応する。また手作り地の縮小は近世初期の検地帳に登録された隣接村落から小作百姓の耕地の増加分も考えられる。かくて近世初期に布留川氏は酒蔵の年貢を一身で上納しなければならなかったので、隸農の賦役労働力による手作り経営地を縮小し、これを小作地として小作米を徴集する方向を拡大したものである。そのように考えれば、近世以前の布留川氏の隸農による手作り地は、延宝七年検地帳に記載されている面積よりはるかに広大なものであったと思われる。また隸農の戸数は延宝七年検地帳に登録されている一戸よりすくないが、毎月二日以上以上の賦役を提

第3表 雨坪の延宝7年検地帳登録者

検地帳登録者	耕地		田	畑	屋敷	計	備考
	町	反・畝・歩	町	反・畝・歩	反・畝・歩	町	
九兵衛	2	6 3.28	8	0. 0	5.27	3 4 9.21	(雨坪)名主
九兵衛分	嘉右衛門	1 3 0. 1	4	8. 8	3. 8	1 8 1.17	隸農
"	庄兵衛	3 3. 1	6	7. 5	2.12	1 0 2.18	
三ヶ尻村	平右衛門	4 5 0. 0	8	8.17	1 2. 0	5 5 4.17	(三ヶ尻)名主
酒蔵村	与五右衛門	5 4 1.16	8	2.23	1 5. 0	6 3 9. 9	(雨坪)名主
与五右衛門分	太兵衛	8 6. 0	2	2.14	2. 8	1 1 0.22	隸農
"	平右衛門	8 5.21	1	9.21	2.14	1 0 6.24	
"	重右衛門	5 9.23	1	1.21	2.20	7 4. 4	
"	平兵衛	4 4.10	1	7.24	2.29	7 0. 3	
合計		16 8 5.19	4 3 6.13	4 3.28	21 6 6. 0		

出して、その手作り地の耕地に従事したものである。近世後期の隸農解放の過程は、本論の対象外であるから、末尾の注<sup>⑧</sup>を参考にしたい。

(二) 雨坪の場合

雨坪の延宝7年検地帳を手がかりとして、近世初期の村落構成と防禦施設を持つ集落をつくっている古川氏の隸農による農業経営の状態を復原してみよう。第三表は延宝7年検地帳を整理したものである。

延宝7年検地帳をみれば、名主九兵衛は二戸の隸農を持っている。三ヶ尻村の平右衛門は雨坪から約一軒東南にある三ヶ尻村の名主であり、三ヶ尻村には一五戸の隸農を持つ豪農である。酒蔵村与五右衛門は前述の布留川氏である。布留川氏は雨坪にも隸農四戸をもつて六町三反九畝九歩の耕地の農業経営をし

第4表 雨坪の寛永19年検地帳登録者

耕地 検地帳登録者	田	畑	屋敷	計	備考
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	反・畝・歩	町・反・畝・歩	
武勝村五郎兵衛	6 9 1.17	4 3. 5	5.19	7 4 0.13	
九兵衛	5 6 0. 4	2 4 8.26	1 3.17	8 2 1.17	名主
嘉右衛門	1 2 4.24	2 7. 6	1 0.26	1 7 2.26	隸農
庄兵衛	3 1. 2	6 7. 5	4. 0	1 0 2. 7	
孫兵衛	8 2.18	1 9.28	0	1 0 2.12	
三ヶ尻村平右衛門	2 6.27	8 8.17	4. 0	1 1 6.14	
酒蔵村与五右衛門	1 2 4.15	0	0	1 2 4.15	
計	16 4 1.19	4 9 3.27	3 8.12	21 7 3.28	

ていることになる。そして現在の雨坪に残っている防禦施設を持つ集落の中心者として、隸農の賦役で近世の農業経営をしていた古川氏が延宝七年検地帳に現われていない。さらに寛永一九年検地帳（延宝七年より三十七年前）をみよう。

寛永一九年では、名主九兵衛が八町二反一畝一七歩を隸農三戸をもって手作りをしている。また雨坪より西北へ約一軒にある武勝村の名主五郎兵衛の耕地が約七町歩があった。そして三ヶ尻村平右衛門と酒蔵村与五右衛門の耕地は約一町二反歩ずつ所有していた。寛永一九年検地帳と延宝七年検地帳をくらべてみると、この三十七年間に雨坪に大きな変化が発生したことがわかる。それは雨坪に武勝村の五郎兵衛の耕地が無くなったこと、名主九兵衛の手作り地が激減し、隸農一戸が無くなったこと、三ヶ尻村平右衛門と酒蔵村与五右衛門の耕地が数倍も増加したことである。雨坪の寛永一九年と延宝七年の耕地総面積はいずれも約二一町歩で変化はない。武勝村五郎兵衛の耕地と名主九兵衛の

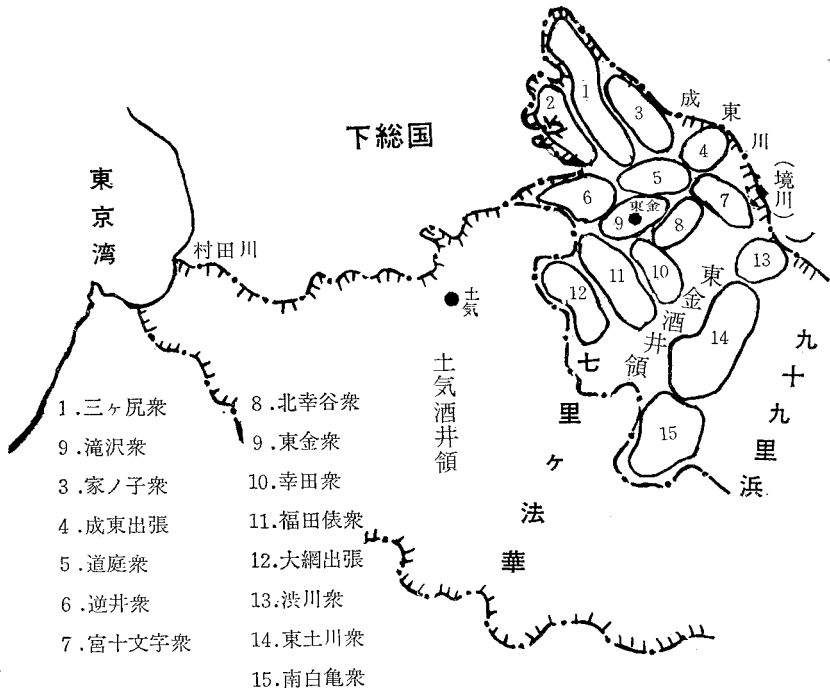
減少分は、三ヶ尻村平右衛門と酒蔵村与五右衛門に移動したのであろう。耕地の買得が行われたのである。とくに酒蔵村与五右衛門は、寛永一九年に屋敷はなかったが、延宝七年検地帳に屋敷が一反五畝歩となっている。酒蔵村与五右衛門（布留川氏）が、寛永一九年から延宝七年までに、雨坪の耕地を買占め、従来から雨坪における所有地に加え、さらに一反五畝歩の屋敷地をつくったのは、いかなる事情があったのか。酒蔵村与五右衛門の布留川氏と雨坪の古川氏といかなる関係があったのか。酒蔵の布留川氏の系図を見ると、明暦二年（寛永一九年から二三年後）に、長男は酒蔵を継ぎ、次男は雨坪に移住したことになる。この次男が雨坪の古川氏の祖となっている。この人が雨坪の古川氏の墓地にある第一代目の墓石の下に永眠している人である。雨坪の寛永一九年検地帳に登録されている酒蔵村与五右衛門は、この人の父であり、将来、次男を雨坪に分家させようとして、その準備として開拓か買得しておいた土地が、第四表の一町二反四畝一五歩である。そして明暦二年以前において、さらに五町一反五畝歩を五郎兵衛と九兵衛から買得し、合計六町三反九畝歩とし、隸農四戸をつけ、雨坪に酒蔵と同じような防禦施設を構築して屋敷をつくって分家させたものと推察できる。このようにみると、雨坪の古川氏は近世前期から隸農による農業経営を行なった豪農であり、雨坪の名主役を勤め、古川氏を中心とする集落は豪族屋敷村のような形態を具備しているが、古川氏はいわゆる兵農未分離の時代の豪族ではないから、雨坪は豪族屋敷村であるということとはできないのである。しいていえば、雨坪は擬制的豪族屋敷村である。今日においても、酒蔵の布留川氏と雨坪の古川氏とは親類つきあいをしている。

#### 四、戦国時代以前の酒蔵の布留川氏

酒蔵の布留川氏は防禦施設を持った集落の中心として、隸農十数戸の賦役による農業経営を近世始めから明治初期までつづけていたことは、前述した通りである。そしてこの農業経営は近世以前にさらに規模が大きかったことを推察した。この近世以前における布留川氏はいわゆる豪族であったか否かを検討してみたい。しかし、戦国時代以前の布留川氏の農業経営を考えるに役立つ直接的資料はなく、その他の資料も布留川氏には残っていない。さまざまの間の資料による外はない。

布留川氏の戦国時代以前の先祖数代の墓は、酒蔵から南方六軒にある東金市の轡ヶ根城趾のふもとにある日蓮宗本漸寺にある。東金本漸寺は轡ヶ根城を根小屋城とした戦国大名の酒井家の檀家寺である。この本漸寺には酒井家の家臣の墓地が多いから、酒井家とその家臣団の檀家寺であったといえる。この点からも酒蔵の布留川氏は戦国大名酒井家の家臣であったと推察できる。

戦国大名酒井家の家臣名とその居住地を調査すると、酒蔵の布留川氏はその一人であったことが判明する。戦国大名酒井家は、安房国の守護代里見氏の後援の下に、上総国の三分の二を与えられ、長享二年に土気城を築城したことにより始まる。この藩領は寺院をすべて日蓮宗に改宗せしめたので、現在でも日蓮宗以外の寺院はない。現在でもこの藩領を「七里ヶ法華」の俗称がある。一藩領・一宗教の地域である。酒井家二代目は藩領を均分相続によって、東金に居住する酒井家と土気に居住する酒井家に二分している。この年が大永元年である。近世の編纂による「東金城明細記」や「東金記録」や「土気東金両酒井記」や「土気城再興記」などは誇張と誤りも多く、東金市の郷土史家の清水浦次郎氏の「東金史話」はこれらをよく検討している。これらの著書によれば、東金酒井領は、東金市、九十九里町、山武町、成東町などある。土気酒井家は市原市、長柄町、土気町、大網白里町、本納町、茂原市などである。



- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 三ヶ尻衆  | 8. 北幸谷衆  |
| 9. 滝沢衆   | 9. 東金衆   |
| 3. 家ノ子衆  | 10. 幸田衆  |
| 4. 成東出張  | 11. 福田俵衆 |
| 5. 道庭衆   | 12. 大綱出張 |
| 6. 逆井衆   | 13. 渡川衆  |
| 7. 宮十文字衆 | 14. 東土川衆 |
|          | 15. 南白亀衆 |

第4図 東金酒井領の衆

この領域は下総国の国境にそって上総国の北部一帯にあたる。ここは下総国を領する千葉氏一族の勢力との境界地帯に当る。東金酒井家は慶長一三年に鶺鴒根城が豊臣秀吉軍の攻撃によって落城した。戦国大名酒井家は百二十年間この土地を支配したことになる。

東金酒井家の家臣団は、「東金城明細記」に「東金城諸士 七百騎地戦に千騎余有之」と記しているが、家臣名、禄高、軍役名、居村をあげている家臣は二一〇名であり、その他に徒歩二一人、足軽三八〇人、中間五百人と人数だけを記載しているだけである。人名がわかる家臣は一二の「衆」にわかれている。

東金衆 一三五名(第4図参照)

根小屋衆 八名、上宿衆 一四名、

羽黒衆 三六名、岩崎衆 三〇名、谷衆 一二名、台方衆 一二名、岩谷衆 一六名、城下衆 三一名  
 油井衆 六名

田間衆 三〇名

道庭衆 九名

北之幸谷衆 四六名

東土川衆 一八名

渋川衆 二名

宮十文字衆 八名

福田原衆 六名

家之子衆 七名

南白亀衆 一二名

滝沢衆 四名

三ヶ尻衆 三名

この「三ヶ尻衆」の中に、「古川与五右衛門 酒蔵 旗奉行 高七百石、古川民部少輔 酒蔵 旗奉行 高九百名 京僧八郎右衛門 三ヶ尻 旗奉行 高五百石」の三名が記載されている。このうち、古川与五右衛門は酒蔵の検地帳に登録されている名主与五右衛門であり、布留川氏である。京僧八郎右衛門は近世には三ヶ尻の名主平右衛門であり、兩坪の検地帳にも登録されている。しかし古川民部少輔は不明である。布留川与五右衛門の一族かもしれない。

この「衆」組織は、地続きの範囲で、本家からの分家が出た範囲や、同一水源による灌漑用水地区やその他の地縁集団である。三ヶ尻衆は東金酒井領と千葉氏の一族所領との境界線近くにあり、藩境警備を目的とした地縁集団であると思われる。これらの「衆」を構成する家臣は、それぞれ集落に居住していた。今日それらの集落は近世以前に成立

した古村である。したがってこれらの集落を現地調査したが、豪族屋敷村と思われる防禦施設や隸農の賦役による農業経営が行われた事実は、確認できない集落が多い。豪族屋敷村の形態を認められる集落はあまりにもすくない。これは調査不充分的点があるかもしれないが、意外と思われるほどにすくない。これはまた東金酒井家の家臣団の性格に大きな原因があるだろう。

「東金城明細記」によれば、戦国時代における房総地方の軍事力はまさに後進地帯の実状を記述している。

「酒井家五代の間 幕下の郷士軍役勤るものは七百騎、地戦には千騎のよし 今時の風とは違い 軍役のなき時には 身に耕し 夫々の農業致したるよし 馬は野馬をつれ来る事故騎馬は多きよし也……中略……郷士はその住居などは 今の小前ものの様にて 畳などをも悉くしき住居なる事にてはなく 軍器の事も今の様とは違ひ 甲冑など首尾して持たる者はなく 甲も面々持たるにてあるまじく冑は尚更取持ちはなき事にて 大方竹具足を用ゆ 且鉄砲は総房へは渡らざるよし故 旁竹具にてあい互になくて済たる事と見ゆ」

これによれば、家臣は知行所において豪族屋敷村というべき防禦施設を持つほどではなく、近世の小前百姓ほどのもので、すでに先進地帯の武將が備えた銃隊もなく、竹具足で農耕馬に乗って参集する郷士であった。また「土気古城再興伝来記」によれば、小田原の北条氏と対抗した永禄十二年ころの郷士軍の領主の居城に参集する状況をのべている。

「土気 東金両城は 朝夕合戦の談合止む事なし されば名字の百姓には御扶持方下され 田畑を耕す時は 畔疇に槍長刀或は藤柄の小脇差大小を伏せ置き 城中にて鐘をつき 大鼓貝を吹く時は 耕地より直に上り 先づ幅面に付き 一番鐘をつく時は兵糧を運び 二番に大鼓を打つ時は鎧甲を着し その外よろづ支度を整へ 三番に貝を吹く時 御家中その外名字の百姓まで残らず城内に相詰む」

とある。東金、土気にはすでに初期城下町を形成していたが、その家臣団は単なる農民兵の段階であった。この段階



の軍事力では家臣がそれぞれの居村において、いわゆる豪族屋敷村を構築するような豪族はすくなくかつたのである。

酒蔵の布留川氏は戦国時代において旗奉行として戦国大名酒井家の家臣であり、同時に防禦的施設を具備する集落を支配し、隸農の賦役による広大な手作り地の農業経営を行っていた。布留川氏は戦国大名酒井家の藩境警備の位置にあるが、この防禦施設は戦国時代に構築したものであるか、あるいは戦国時代以前にすでにこの集落を形成したものであるか、この点を明らかにする直接的資料はない。現在の布留川氏に断片的な家系図があり、ようやく判読できるが、正確には全文はわからない。これは近世につくったものらしい。一節を引用すれば、

大和国山辺郡石上布留神社之祭官……布留地者酒造有齋山 布留川良辰 造酒丞其配下之者也……建武年中 避乱 到安房  
 食客神保若狭介 布留川光弘 住滝田城 其後 住上総国辺山郡 開墾三総野内 号酒造郷 今滝沢植草酒造三ヶ尻等 悉帰有

これを判読すれば、布留川氏の祖先は大和国の布留神社の神官であり、酒造をしていた。建武年間から安房国滝田城に食客していたが、布留川光弘の時代にこの付近を開拓して酒蔵郷となげたというのである。滝沢、植草、酒造、三ヶ尻は成東川の一支流沿岸をなすヤツ田一帯である。この地帯は下総国と上総国の国境地帯である。

酒造の神社として諏訪神社と布留神社が集落の東南端にある。布留神社の祭は旧暦六月一日である。この日は濁酒一荷（一斗樽）を神社前広場で酒蔵村民（布留川氏の隸農）は飲みあかすことになっている。飲み終れば、百日の干害でもかれないという屋敷内の池で浄める。この酒は布留川氏が提供することになっている。この祭は最近までつづいていた。この行事と布留川氏の家系と関連がありそうであるが、判然とはわからない。

布留川氏が酒蔵郷を開拓したときは何時であるかは確定できないが、戦国時代以前であろう。布留川氏が酒造郷に

土着してから豪族的性格を強化したことはまちがいがいが、酒蔵の村落に防禦施設を構築して豪族屋敷村としての形態を完成したのは、戦国大名酒井家に臣従してからであるか、それ以前にできあがっていたものかは確証できない<sup>④</sup>。しかし布留川氏は中世の豪族であり、酒蔵の集落は豪族屋敷村であることは断定できる。

## 註

① 千葉地理学会機関誌「房総研究」第一輯に篠丸頼彦は「東上総の豪族屋敷村」の論文に、酒蔵の防禦施設についてのべている。また「房総研究」第二集に小川嘉夫が「近世東上総の隸農制」の論文に、酒蔵布留川氏の隸農の解放過程をのべている。

② この村受新田は寛延三年検地で面積三町七反七步、石高七石五斗五升である。布留川氏と隸農一戸と隣村からの入作百姓三戸が開拓している。その土地分配は布留川氏が一町一反四畝二四步（二石二斗九升六合）であるが、他の一四戸はそれぞれ一反数畝（三斗数升）である。

③ 近世の貢租体制に適應するために、布留川家は土地を二分して長男を酒蔵におき、次男を雨坪においた。酒蔵の隸農は延宝年間まで一一戸であったが、寛政年間までに一四戸となり、以後しだいに解放して明治二年に二戸となり、この年に残りの二戸をも解放した。隸農の解放は布留川氏の方にも隸農の方にも動因があった。布留川氏の方には隸農を抱えていることが経済的に不利だからであり、必要数だけに減少していった。隸農側では賦役の提出が不利となるような事情が成立したからである。それは近世後半には農業外の賃労働が九十九里浜のイワシ漁業などで労働力需要が拡大したからである。隸農は布留川氏から賦役提出の代りに与えられていた耕地を買いとることができた。このような事情で近世後期から隸農解放の係争が数回も発生している。

④ 郷土史家清水浦次郎氏は古川与五右衛門と古川民部少輔が藩境警備のために、この防禦施設を構築したと考えるとのべている（東史史話、一八二頁）。酒蔵の防禦施設を完成したのは、戦国大名酒井家の家臣時代であるかもしれないが、戦国時代以前にすでに豪族屋敷村の形態をとっていたものであると思う。